

2019年4月25日

「大規模災害発生時における相互支援協定」の締結について

株式会社筑邦銀行（頭取 佐藤 清一郎）は、大規模な災害が発生した際に金融機能の維持または早期復旧を図るため、本日、地方銀行8行および日本ユニシス株式会社（社長 平岡 昭良）と、「大規模災害発生時における相互支援協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

1. 本協定の参加金融機関

日本ユニシス株式会社が提供する地方銀行向けオープン勘定系システム「BankVision」(1) の利用行で、当行以外に、以下の地方銀行8行が本協定に参加しています。

株式会社北國銀行（頭取 安宅 建樹）	株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）
スルガ銀行株式会社（社長 有國 三知男）	株式会社大垣共立銀行（頭取 土屋 嶮）
株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）	株式会社紀陽銀行（頭取 松岡 靖之）
株式会社佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）	株式会社鹿児島銀行（頭取 上村 基宏）

(1) 日本ユニシス株式会社の登録商標です。

2. 協定の目的

大規模災害(2)が発生した場合に、参加金融機関のお客さまの利便性維持のため、参加金融機関が相互支援することにより、被災地域における参加金融機関の金融機能の維持または早期復旧を図ることを目的としています。

(2) 本協定では、「地震、風水害等の大規模な自然災害や火災、事故等を要因として、参加金融機関の金融機能の維持に重大な支障を及ぼす災害」と定義しています。

3. 相互支援の内容

(1) 支援物資の提供

食料、飲料水、生活支援物資等の提供

(2) 業務継続のための支援

業務継続に必要な資器材（車両、通信機器等）や燃料等の提供

(3) 施設の提供

避難場所や宿泊施設、仮店舗等の施設の提供

(4) 人員の派遣

事務応援や応急復旧等に必要な人員の派遣

(5) その他必要な支援

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

(株)筑邦銀行	企画本部企画グループ	(担当 豊福	0942 - 32 - 5897)
	システム部	(担当 坂田	0942 - 35 - 0003)